

みず里 利用料金表(1割負担の方)

【通所リハビリテーション】

〈基本料金〉

	要介護1 (712単位)	要介護2 (839単位)	要介護3 (964単位)	要介護4 (1111単位)	要介護5 (1257単位)
通所リハビリテーション費一部負担	771円	909円	1,044円	1,204円	1,362円
食材料費	580円	580円	580円	580円	580円
教養娯楽費	50円	50円	50円	50円	50円
日用消耗品費	50円	50円	50円	50円	50円
1日の合計額	1,451円	1,589円	1,724円	1,884円	2,042円

※上記介護保険サービス費一部負担額にはサービス提供体制強化加算Ⅰ(20円)・中重度者ケア体制加算(22円)

リハビリテーション提供体制加算(26円)を含んでいます。

加算項目		
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅰ〕 /月	(1ヶ月330単位)	358円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅱ〕 /月 開始日から6ヶ月以内	(850単位)	921円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅱ〕 /月 開始日から6ヶ月超	(530単位)	574円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅲ〕 /月 開始日から6ヶ月以内	(1120単位)	1,213円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅲ〕 /月 開始日から6ヶ月超	(800単位)	867円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅳ〕(3月に1回限度) /月 開始日から6ヶ月以内	(1ヶ月1220単位)	1,322円
リハビリテーションマネジメント加算〔Ⅳ〕(3月に1回限度) /月 開始日から6ヶ月超	(1ヶ月900単位)	975円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	(110単位)	120円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算〔Ⅰ〕 (週2日限度)	(240単位)	260円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算〔Ⅱ〕	(1920単位)	2,080円
若年性認知症利用者受入加算	(60単位)	65円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 /月 利用開始の属する月から3ヶ月以内	(2000単位)	2,166円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 /月 利用開始の属する月から3ヶ月超6ヶ月以内	(1000単位)	1,083円
栄養改善加算 (月2回を限度)	(150単位)	163円
栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	(5単位)	6円
入浴介助加算	(1回50単位)	55円
口腔機能向上加算 (月2回を限度)	(1回150単位)	163円
重度療養管理加算(厚生労働大臣の定める状態である要介護3・4・5の該当者の方のみに限る)	(1日100単位)	109円
* 厚生労働大臣の定める状態とは 呼吸障害等により人工呼吸器使用(当該月1週間以上人口呼吸器又は間歇的陽圧呼吸を使用) 鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている。(栄養維持が困難な利用者に対して行った場合) 褥瘡に対する治療を実施(第3度以上に該当し、かつ当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合) 常時頻回の喀痰吸引を実施している(当該月1日あたり8回以上実施日が20日超える) など等		

注) 介護職員処遇改善加算がすべての所定単位に4.7%を乗した単位数が加算されます。

*利用日数により小数点の関係で若干の誤差が生じます。

その他料金

食材料費	580円
教養娯楽費	50円
日用消耗品費	50円
1日の合計額	680円

× 利用日数